

第5章

推進体制

1 県における推進体制

男女共同参画に関する施策は広範多岐にわたっており、全ての部局に関係するとともに、あらゆる施策が男女共同参画社会づくりに配慮して企画、立案、実施される必要があります。このため、知事を会長とし、副知事、各部長、企業局長、会計管理者、病院局長、教育長及び警察本部長で組織する「宮崎県男女共同参画推進会議」において、関係部局の連絡調整を行い、男女共同参画に関する施策の総合的運営を図ります。

また、男女共同参画に関する有識者からなる「宮崎県男女共同参画審議会」の意見を積極的に取り入れ、取組に反映させていきます。

2 宮崎県男女共同参画センターの充実強化

「宮崎県男女共同参画センター」は、本県の男女共同参画社会形成のための拠点施設であり、地域が抱える様々な課題を男女共同参画の視点から解決するため、情報提供、啓発、相談、交流事業などを積極的に展開するほか、各種団体等とのネットワーク拡大に努めています。今後ともその活動の充実強化を図ります。

3 市町村推進体制への支援、連携強化

市町村は、住民にとって最も身近な行政主体であり、その果たす役割は重要です。

県は、市町村との情報交換を行い、状況把握に努めるとともに、市町村担当職員への研修の実施、審議会への女性委員登用についての情報提供など、男女共同参画推進施策の支援を行い、連携して本県の男女共同参画を推進します。

4 関係機関、N P O等との連携・協働

男女共同参画社会の実現に向けた課題を、関係機関や「みやざき女性の活躍推進会議」などの団体、N P O等と共有し、その課題解決に向けて、互いに連携・協働しながら取組を推進していきます。

5 計画の進行管理

具体的施策について掲げた指標について、その進捗状況を毎年度把握し、男女共同参画推進会議及び男女共同参画審議会において、施策の妥当性や達成度を評価していきます。